

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 高部 豊彦

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 森下 俊三

## 2. 申請年月日

平成20年1月9日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成20年4月1日(火)から実施。

## 4. 概要

平成20年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料設定のため、接続約款の変更を行うものである。

## II 主な変更内容

### 1. 概要

#### (1) 光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるものだが、今回の申請案では、当該接続料について、平成20年度から22年度までの3年間で算定期間として、当該期間の需要と費用を予測して算定する将来原価方式により算定している。その結果は以下のとおりである。

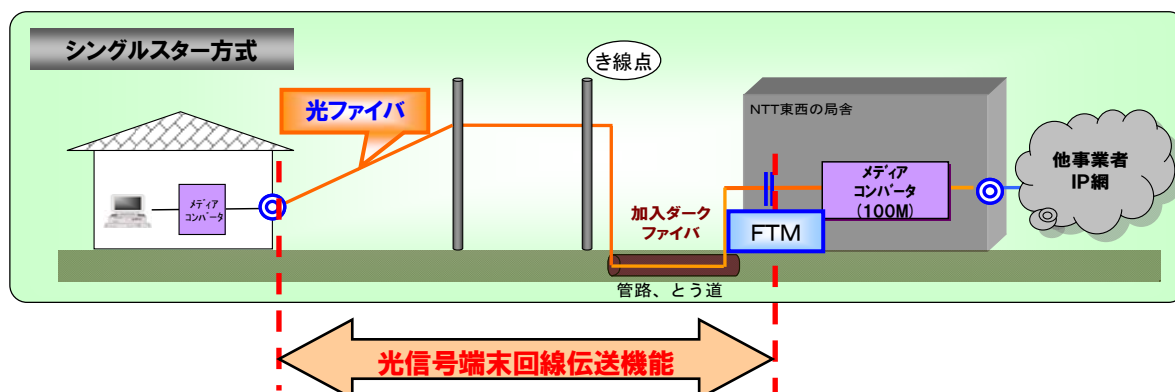
なお、現行接続料は、平成13年度から19年度までの7年間で算定期間として将来原価方式により算定したものである。

(タイプ1-1)

	申請案	現行接続料
NTT東日本	4,713円(▲361円)	5,074円
	光ファイバ 4,359円 (▲168円)	光ファイバ 4,527円
	FTM 183円 (107円)	FTM 76円
	加算料 171円 (▲300円)	加算料 471円
NTT西日本	5,048円(▲26円)	東西均一接続料
	光ファイバ 4,761円 (234円)	
	FTM 122円 (46円)	
	加算料 165円 (▲306円)	

※1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※上記のほかに、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。



## ➤ 接続料算定の概要

光信号端末回線伝送機能の接続料は、光ファイバ分、FTM分、加算料分の3つから構成されているが、光ファイバ分とFTM分については、いずれも算定期間の需要と費用を予測して算定する点では同一であるものの、両者には相違点も存在する。

需要について言えば、FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能にも使用されるので、加入光ファイバに加えて、当該機能に用いられる芯線数も含めて需要(稼働芯線数)に見込んでいる。このため、光ファイバ分とFTM分では、接続料算定に用いる稼働芯線数が異なる結果となっている(NTT東日本の例で言えば、平成20年度から22年度の合計で、光ファイバ分は716.5万芯、FTM分は717.7万芯)。

また、費用について言えば、光ファイバについては、施設設置負担金(51,000円)に係る加算料コストが存在するので、FTM分とは異なり当該コストが接続料原価に算入される。

ただし、施設設置負担金については、契約時に一括して支払うサービス(INS1500等)とその相当額を月額接続料に加算して支払うサービスとに分かれるが、光ファイバ分の接続料に加算料コストが含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払うサービスに係る接続事業者は、契約時の一括支払に加えて、毎月加算料コストを支払う二重負担となる。これを回避するため、施設設置負担金を一括して支払わないサービスに利用される芯線に係る加算料コストを一度光ファイバ分の接続料原価から控除して光ファイバ分の接続料を算定し、改めて加算料コスト分を光信号端末回線伝送機能の接続料に加えるという処理を行っている。

### 1) 需要の予測方法(光ファイバとFTM)

需要の予測は、①Bフレッツの稼働芯線数、②ダークファイバ(他事業者が利用する加入光ファイバ)の稼働芯線数、③専用線等の稼働芯線数、の3種類に分けて行っている。

①については、まずBフレッツの各年度末の契約数を予測し、その上でその契約数に対しサービス提供するために必要な芯線数を算出するという過程を経て行っている。

具体的には、Bフレッツの契約数について、NTT東日本にあっては、毎年200万契約が純増し、平成22年度末に1140万契約になると予測し、NTT西日本にあっては、契約数が毎年純増(140万~182万契約)し、平成22年度末に900万契約になると予測している。

その上で、Bフレッツのファミリータイプは8ユーザまでごとに1芯、マンションタイプは16ユーザまでごとに1芯、ベーシックタイプは1ユーザで1芯使用するものとして、各年度ごとの契約数にサービス提供をするために必要な芯線数を以下のように算出している。

②については、Bフレッツの稼働芯線数に対する割合が、各年度ともに、平成18年度末の実績割合(東:約21%、西:約11%)と同じとなるように算定している。

③については、各年度ともに、平成18年度末実績の稼働芯線数と同一の芯線数として算定している。

## 【NTT東日本】

### ■稼働芯線数

(単位:千芯)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①Bフレッツ	841	1,089	1,458	1,901	2,160	5,519
②ダークファイバ	173	221	296	386	439	1,121
③専用線等	176	175	175	175	175	525
	(188)	(179)	(179)	(179)	(179)	(537)
合計	1,189	1,486	1,929	2,462	2,774	7,165
	(1,201)	(1,490)	(1,933)	(2,466)	(2,778)	(7,177)

※( )内は、FTM分の接続料算出に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

### ■Bフレッツ年度末契約数

(単位:万契約)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年度末契約数	340	540	740	940	1,140
純増数	151	200	200	200	200

## 【NTT西日本】

### ■稼働芯線数

(単位:千芯)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①Bフレッツ	920	1,228	1,486	1,840	2,338	5,664
②ダークファイバ	103	135	163	202	257	622
③専用線等	137	137	137	137	137	411
	(147)	(141)	(141)	(141)	(141)	(423)
合計	1,160	1,499	1,785	2,179	2,732	6,696
	(1,170)	(1,503)	(1,789)	(2,183)	(2,736)	(6,708)

※( )内は、FTM分の接続料算出に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

### ■Bフレッツ年度末契約数

(単位:万契約)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年度末契約数	268	408	548	718	900
純増数	115	140	140	170	182

## 2)費用の予測方法(光ファイバとFTM)

費用は、接続料規則の規定に基づき、①設備管理運営費、②他人資本費用、③自己資本費用、④利益対応税の合計額により算出している。

「①設備管理運営費」は、施設保全費や減価償却費等から構成されるが、当該費用は、平成18年度の接続会計のデータをもとに、各年度ごとの取得固定資産伸び率を乗じること

等により算出したものである。

なお、減価償却費の算定に用いる耐用年数は、LRICモデルの経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえ算定しており、架空光で15年、地下光で21年となっている（現在、情報通信審議会で審議中の接続料規則の一部改正案（平成19年11月28日諮問）では、LRIC接続料の算定に用いられる光ファイバの耐用年数は、架空光で15.1年、地下光で21.2年となっている。）

「②他人資本費用」は、「レートベース×他人資本比率×他人資本利子率」により算出されるものであり、他人資本比率及び他人資本利子率は、NTT東日本で39.3%と1.45%、NTT西日本で、51.2%と1.43%となっている。

「③自己資本費用」は、「レートベース×自己資本比率×自己資本利益率」により算出されるものであり、自己資本比率及び自己資本利益率は、NTT東日本で60.7%と4.32%、NTT西日本で48.8%と4.32%となっている。

「④利益対応税」は、「(自己資本費用+(有利子負債以外の負債額×当該負債額の利子率))×利益対応税率」で算出されるものであり、有利子負債以外の負債額の利子率と利益対応税率は、NTT東西ともに1.39%と65.4%となっている。

なお、前述したように、加算料相当コストについては、施設設置負担金を一括して支払う者が、光ファイバ分の接続料原価に加算料相当コストが含まれることにより二重負担となることを回避するため、加算料相当コストを光ファイバ分の接続料原価から控除する処理を行っている（加算料相当コストは、施設設置負担金を一括して支払わないサービスに使用される芯線数に加算料コスト（東：171円、西：165円）を乗じることにより算出（後述））。

## ■NTT東日本

### 【光ファイバ】

（単位：百万円）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	84,584	95,607	95,178	100,593	103,413	299,184
②他人資本費用+ 自己資本費用+ 利益対応税	21,569	24,983	27,664	30,208	31,861	89,733
③加算料相当コスト	3,371	4,278	3,778	4,871	5,512	14,161
④加算料相当コスト控除後原価 (①+②-③)	102,782	116,312	119,064	125,930	129,762	374,756

## 【FTM】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	4,723	4,536	4,316	4,224	4,173	12,713
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	903	950	975	1,010	1,049	3,034
③原価(①+②)	5,626	5,486	5,291	5,234	5,222	15,747

## ■NTT西日本

## 【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	114,348	121,550	111,448	109,009	108,035	328,492
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	20,333	22,194	22,393	22,219	22,369	66,981
③加算料相当コスト	3,254	4,257	3,421	4,200	5,295	12,916
④加算料相当コスト控除後原価(①+②-③)	131,427	139,487	130,420	127,028	125,109	382,557

## 【FTM】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	3,915	3,578	3,144	2,834	2,629	8,607
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	475	472	440	411	395	1,246
③原価(①+②)	4,390	4,050	3,584	3,245	3,024	9,853

## 3)加算料コストの算定

加算料コストは、減価償却費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計額により算出している。

	NTT東日本	NTT西日本
①施設設置負担金(回線)	51,000円	51,000円

②平均償却年数	18.0年	17.8年
③減価償却費(①/②)	2,833円	2,865円
④他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	1,274円	1,100円
⑤加算料(芯線・月) ((③+④)/12/2)	171円	165円

※平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成18年度実績)。

### ➤接続料の算定

以上をまとめると、光信号端末回線伝送機能の接続料は、光ファイバ分とFTM分について上述した「費用/需要」でそれぞれの額を算出し、それに加算料分を加えて、設定されているものである。

#### ■NTT東日本(合計:4,713円)

【光ファイバ分】374,756百万円/7,165千芯/12ヶ月=4,359円  
【F T M 分】15,747百万円/7,177千芯/12ヶ月=183円  
【加算料分】171円

#### ■NTT西日本(合計:5,048円)

【光ファイバ分】382,557百万円/6,696千芯/12ヶ月=4,761円  
【F T M 分】9,853百万円/6,708千芯/12ヶ月=122円  
【加算料分】165円

## (2)光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるものである。

接続料の算定期間(平成20年度から22年度)をはじめとして接続料の算定方法は、光信号端末回線伝送機能の接続料の場合と基本的に同一であるが、光ファイバ分の接続料原価に、光信号主端末回線に係る費用のみが含まれ、引込線に関する費用が含まれないことが大きな相違となる。

これに伴い、加算料コスト分も、その全額ではなく、光信号端末回線の接続料原価(光ファイバ分)に占める光信号主端末回線の接続料原価(光ファイバ分)の割合(東:87.70%、西:87.33%)を乗じた額に限定して、光信号主端末回線機能の接続料に算入することとなる。

なお、FTM分の接続料については、引込線に係る費用とは関係がないことから、光信号端末回線伝送機能で用いるものと同じのものを使用している。

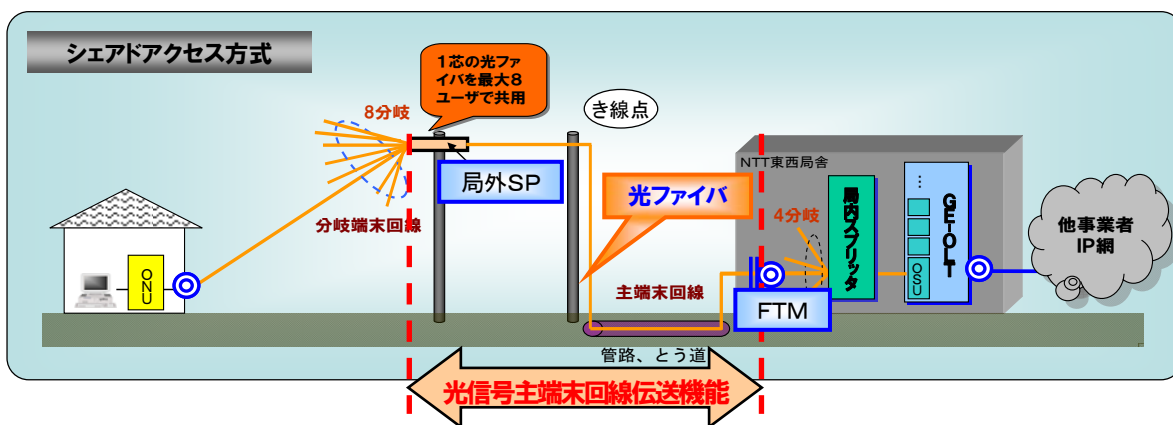
また、シェアアクセス方式の接続料は、これまで「①光ファイバ分」の接続料、「②FTM分」の接続料、「③加算料分」に加えて、「④局外スプリッタ(8分岐)」の接続料(平成19年度以降は実績原価方式で算定)の合計額で接続約款に規定されてきたことから、「④局外スプリッタ(8分岐)」の接続料も含めて合計額を示すと下記のとおりとなる。

(タイプ1-1)

	申請案		現行接続料	
NTT東日本	4,368円(▲652円)		5,020円	
	光ファイバ	3,823円 (▲61円)	光ファイバ	3,884円
	FTM	183円 (107円)	FTM	76円
	加算料	150円 (▲254円)	加算料	404円
	局外SP	212円 (▲444円)	局外SP	656円
NTT西日本	4,647円(▲340円)		4,987円	
	光ファイバ	4,158円 (274円)	光ファイバ	3,884円
	FTM	122円 (46円)	FTM	76円
	加算料	144円 (▲260円)	加算料	404円
	局外SP	223円 (▲400円)	局外SP	623円

※1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※局外スプリッタ(8分岐)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。





➤ 接続料算定の概要

1) 需要の予測方法(光ファイバとFTM)

光信号端末回線伝送機能と同一の方法に基づき芯線数を予測。すなわち、平成20年度から22年度までの合計で、NTT東日本で716.5万芯(FTM:717.7万芯)、NTT西日本で669.6万芯(FTM:670.8万芯)との予測を採用している。

2) 費用の予測方法(光ファイバとFTM)

費用予測も、①設備管理運営費、②他人資本費用、③自己資本費用、④利益対応税の合計額について、平成18年度の接続会計のデータをもとに、取得固定資産伸び率を乗じること等により算出する点では、光信号端末回線伝送機能と同一である。しかし、前述のように、光ファイバ分については、引込線に係る費用を除いた費用で算定する点異なる。加算料コストの分も含めた内訳は以下のとおりである。

なお、FTM分は、光信号端末回線伝送機能におけるものと全く同一であることから、ここでの記述は省略する。

■NTT東日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	73,781	83,374	81,304	85,532	88,578	255,414
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	21,553	24,739	26,811	28,710	30,158	85,679
③加算料相当コスト	3,371	3,842	3,314	4,273	4,835	12,422
④加算料相当コスト控除後原価(①+②-③)	91,963	104,271	104,801	109,969	113,901	328,671

■NTT西日本

【光ファイバ】

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20-22年度
①設備管理運営費	102,247	107,818	97,285	93,593	90,820	281,698
②他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	20,323	21,953	21,794	21,171	20,718	63,683

③加算料相当コスト	3,254	3,841	2,986	3,665	4,621	11,272
④加算料相当コスト控除後原価 (①+②-③)	119,316	125,930	116,093	111,099	106,917	334,109

### 3)加算料コストの算定

光信号端末回線伝送機能で用いる加算料コスト(東:171円、西165円)に、光信号端末回線の接続料原価(光ファイバ分)に占める光信号主端末回線の接続料原価(光ファイバ分)の割合(東:87.70%、西:87.33%)を乗じて、NTT東日本で150円、NTT西日本で144円と算定している。

#### >接続料の算定

##### ■NTT東日本(合計:4,368円)

【光ファイバ分】328,671 百万円 / 7,165 千芯 / 12 ヶ月 = 3,823 円  
 【F T M 分】183 円  
 【加算料分】150 円  
 【局外SP分】212 円

##### ■NTT西日本(合計:4,647円)

【光ファイバ分】334,109 百万円 / 6,696 千芯 / 12 ヶ月 = 4,158 円  
 【F T M 分】122 円  
 【加算料分】144 円  
 【局外SP分】223 円

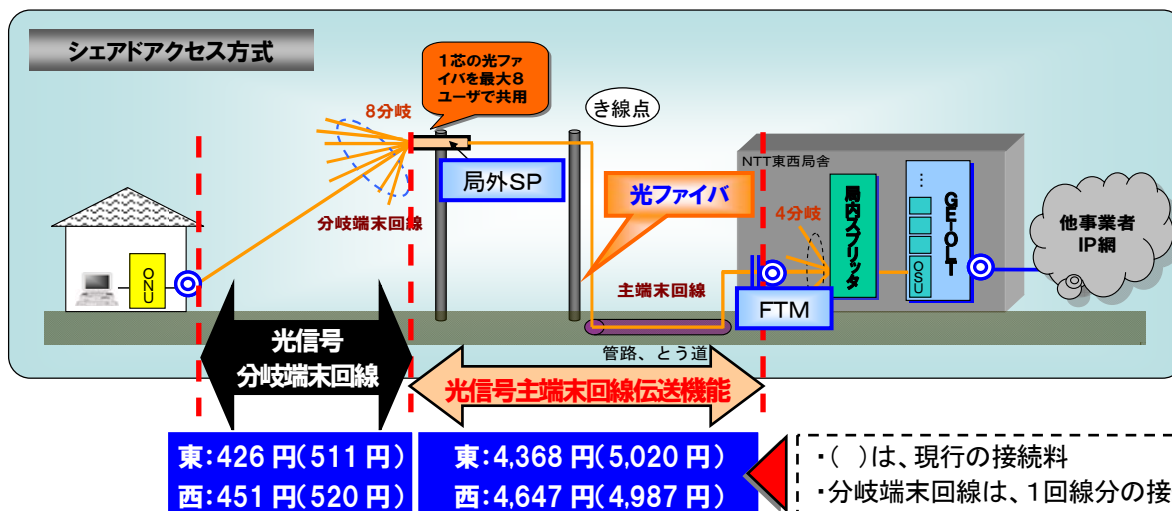
### (3)光信号分岐端末回線に係る加算料

シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合、光信号主端末回線伝送機能に加えて、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線が必要となる。当該光信号分岐端末回線に係る接続料は、網改造料の算定式に準拠して算定されており、申請案では以下のとおりとなっている。

(タイプ1-1)

	申請案	現行接続料
NTT東日本	426円(▲85円)	511円
NTT西日本	451円(▲69円)	520円

※上記のほかに、1光信号分岐端末回線当たり、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。



## ➤ 接続料算定の概要

光信号分岐端末回線の接続料は、網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計額により設定されている。なお、NTT東日本では、局外スプリッタからの距離に応じ、8芯ケーブルを用いる少芯区間と単芯区間を区分。

### 【NTT東日本】

(単位:円)

	光ファイバ等		電柱		合計
	単芯区間	少芯区間	単芯区間	少芯区間	
①創設費(電柱:分岐端末回線当たりの電柱資産額)	30,450	7,311	3,153	657	41,571
②設備管理運営費	3,237	914	318	66	4,535
③他人資本費用+自己資本費用+利益対応税	290	191	82	17	580
④合計(②+③)	3,527	1,105	400	83	5,115

■接続料=5,115円/12ヶ月=426円/回線・月

### 【NTT西日本】

(単位:円)

	光ファイバ等		電柱		合計
	単芯区間	少芯区間	単芯区間	少芯区間	
①創設費(電柱:分岐端末回線当たりの電柱資産額)		39,716		4,520	44,236
②設備管理運営費		4,478		479	4,957
③他人資本費用+自己資本費用+利益対応税		339		111	450
④合計(②+③)		4,817		590	5,407

■接続料=5,407円/12ヶ月=451円/回線・月

## 2. 乖離額調整制度等

今回の接続約款の変更申請案では、今回の算定期間(平成20年度～22年度)における原価の実績値と収入の実績値の差額について、次期以降の算定期間の接続料原価に算入する「乖離額調整制度」が規定されている。この点、将来原価方式における乖離額調整制度は、現行接続料規則上認められていないことから、NTT東西からは、当該制度について、接続料規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が、接続約款の変更申請案と併せて提出されているところである。

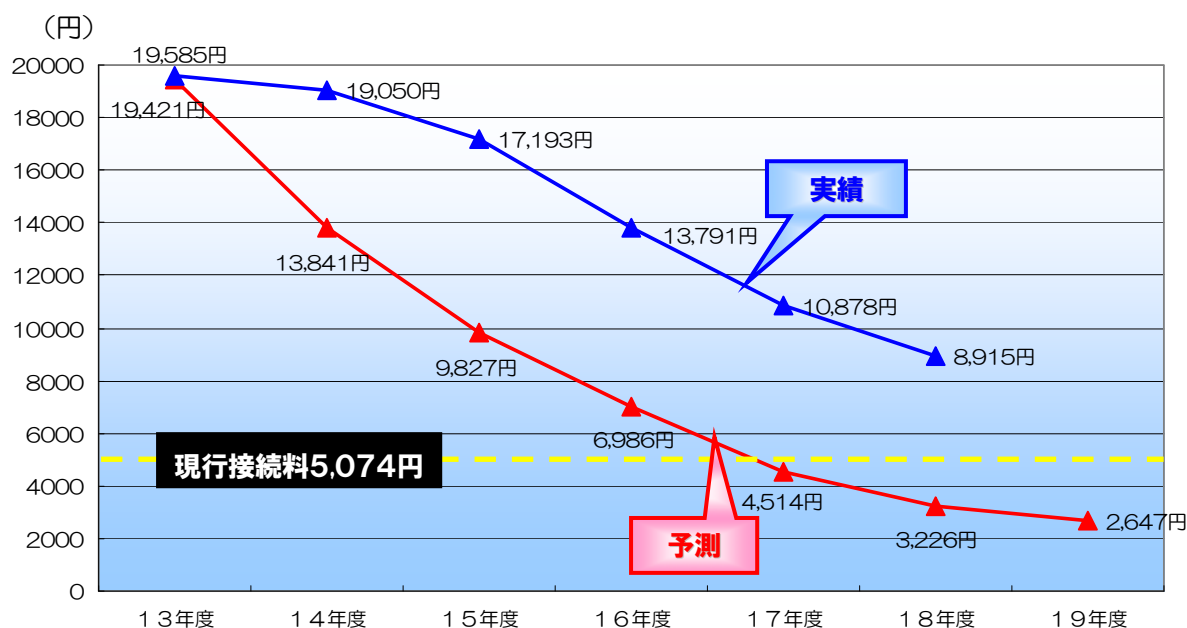
今回の接続約款の変更申請案にある乖離額調整制度を認めるか否かについては、以下の点を考慮して判断する必要がある。

- 1) 実際費用方式とは、接続料の算定期間に実際に発生する費用と需要に基づき接続料を算定する方式であるが、実際の費用と需要が判明する前に接続料を設定する必要があることから、過去の接続会計データに基づき接続料を算定する「実績原価方式」と算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する「将来原価方式」の二種類が存在する。いずれの方式の場合も、算定期間における実際の費用と需要との間で乖離が生じるのは不可避であり、実績原価方式では、その乖離額を事後的に調整する制度が認められている。
- 2) 他方、将来原価方式については、接続料算定後、実際の適用期間中に、費用と需要の予測が実績と異なることとなることが予想される場合であって、接続料を変更すべき合理的な理由があるときは、その時点で改めて費用と需要を予測した上で接続料の変更申請を行うことが可能であり、適用期間経過後に事後的に乖離額を調整する制度は導入されていない。
- 3) また、将来原価方式は、算定期間中の費用と需要を予測するものであり、特に、新規かつ今後相当の需要が見込まれるサービスに係る機能について予測するものであることから、予測の精度によっては多額の乖離額が生じる可能性があり、乖離額調整制度を導入すると、事後的な追加負担が生じるおそれのある接続事業者にとっては経営上の不安定要因となる。
- 4) 他方、将来原価方式も、需要・費用を予測した後のサービスや技術動向等の影響により、予測と実績の乖離が構造上見込まれるものだが、費用と需要の乖離については、NTT東西に起因する乖離と競争事業者に起因する乖離が存在し、例えば、競争事業者が予測に比して大幅に加入ダークファイバを利用しなかったことによる乖離は、NTT東西にとってはコントロールすることのできないリスクである。このため、乖離額調整制度の必要性等の検討に当たっては、このような他律的要因による乖離のリスクの大小やその具体的内容について考慮することが必要であると考えられる。この点、新競争促進プログラム2010(平成18年9月策定・19年10月改定)においても、「競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応」の検討を行うこととしているところである。
- 5) また、乖離額調整制度の問題は、現行接続料において予測と実績が乖離している実態に起因するところが大きいことから、この実態も踏まえて判断する必要がある。

そこで、現行接続料の算定期間(平成13年度～19年度)における1芯当たりコストの乖離を検証するとともに、1芯当たりコストは、費用／需要で算定されることから、需要の乖離と費用の乖離についても併せ検証することとする。

## (1)1芯当たりコストの検証

1芯当たりコストについて、実績が判明している平成18年度までを検証すると、実績値は、予測値と大幅に乖離し、平成18年度では予測値の約2.8倍となっている。

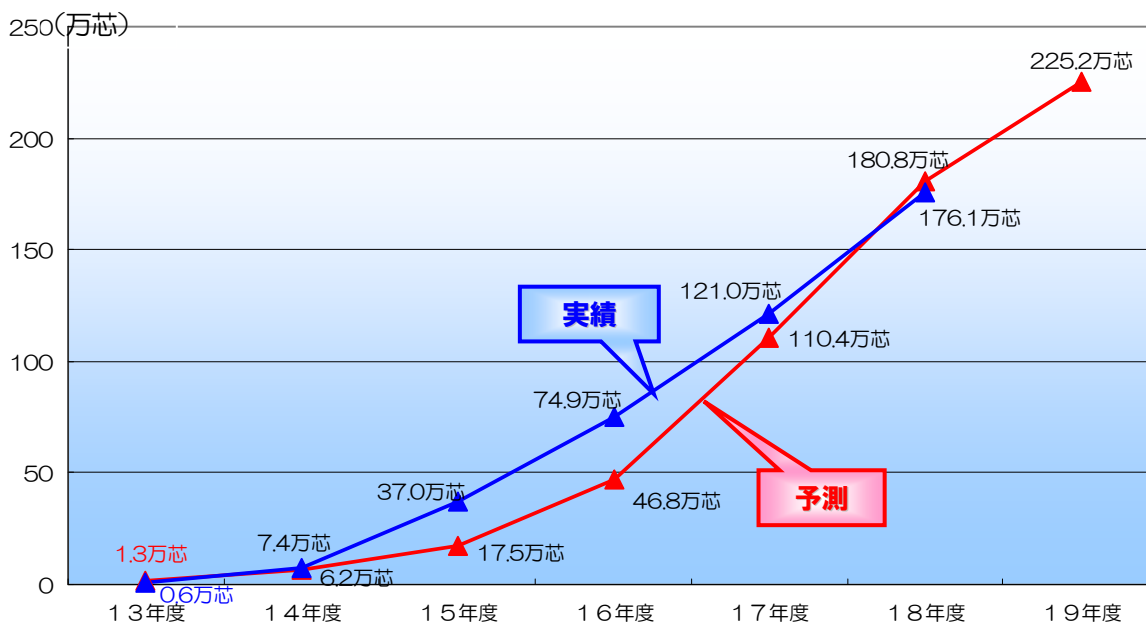


## (2)需要の検証

需要については、①Bフレッツ、②ダークファイバ、③専用線等に分かれることから、それぞれの予測値と実績値について、実績が判明している平成18年度までを検証する。

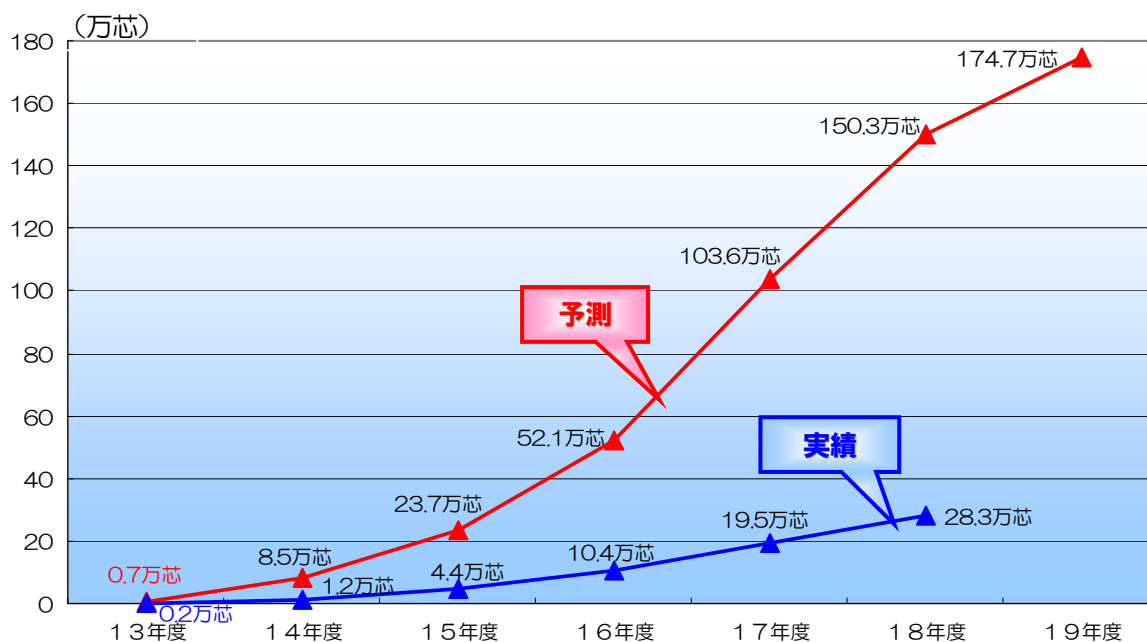
### ①Bフレッツ

Bフレッツの稼働芯線数については、平成17年度までは、実績値が予測値を上回る状況（平成13年度を除く。）が続いており、平成18年度で初めて予測値が実績値を上回ったものの、予測値と実績値がほぼ同水準の状況となっている。



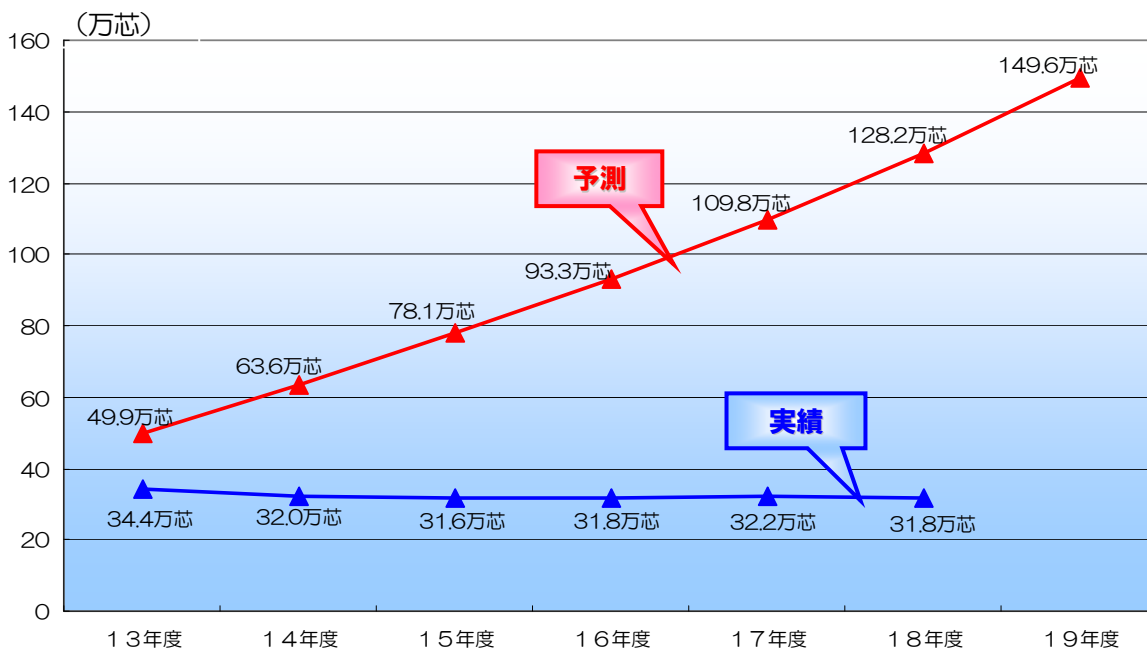
## ②ダークファイバ(他事業者が利用する加入光ファイバ)

ダークファイバの稼働芯線数については、実績値が予測値を大幅に下回る状況が続いており、平成18年度実績ベースでは、実績値は予測値の約19%に過ぎない状況となっている。



## ③専用線等

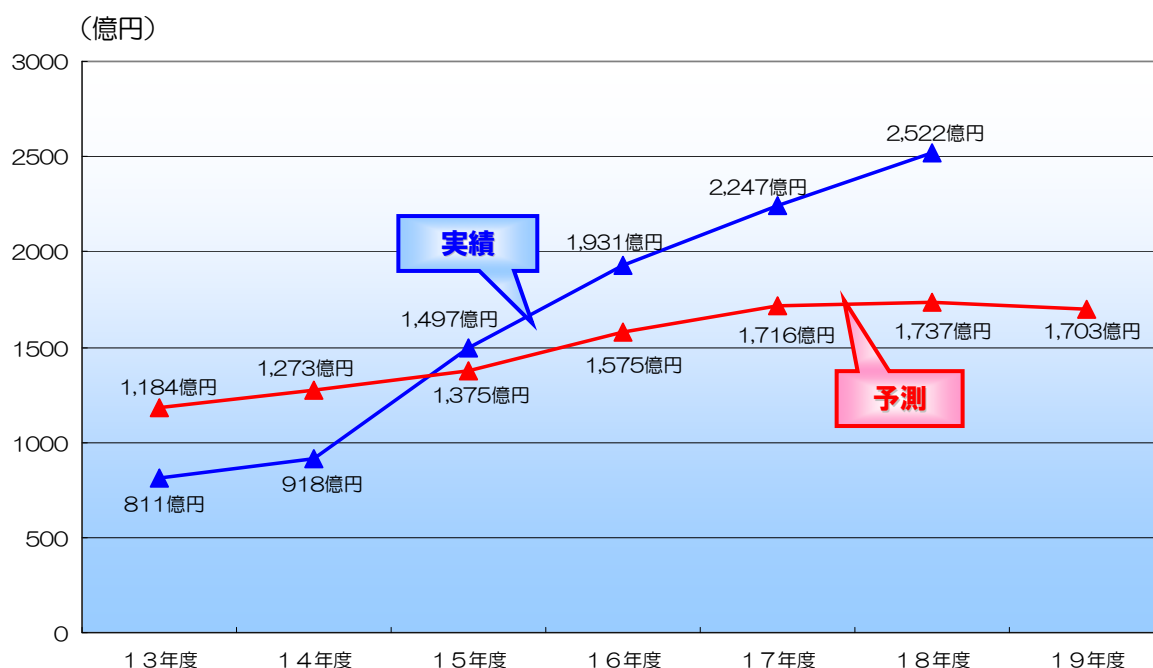
専用線等についても、ダークファイバと同様に、実績値が予測値を大幅に下回る状況が続いており、平成18年度実績ベースでは、実績値は予測値の約25%に過ぎない状況となっている。



以上、需要についてまとめると、Bフレッツの稼働芯線数は、実績値が予測値を上回る期間が長く、また実績値と予測値の大幅な乖離は総じて認められないが、ダークファイバと専用線等の稼働芯線数については、実績値が予測値を大幅に下回ったため、1芯当たりコストの実績値を予測値よりも大幅に超過させる大きな要因の一つになったと考えられる。

### (3)費用の検証

費用については、平成14年度までは、実績値が予測値を下回っていたが、平成15年度以降は、実績値が予測値を上回り、その乖離額は年々拡大している状況にある。



(2)で検証したように、需要の実績値は予測値よりも大幅に下回っていることから考えると、費用も実績値が予測値を下回るのが一般的である。それにもかかわらず、費用の実績値が予測値を上回っていることの原因としては、需要(稼動芯線数)にはカウントされないが、費用にはカウントされる未利用芯線数が影響していると考えられる。

#### ➤未利用芯線の検証

新競争促進プログラム2010においても、設備投資コストに係る先行投資分コスト、すなわち未利用芯線に係るコストの精査を行うこととしていたところである。このため、平成18年度実績の利用芯線の割合を検証するとともに、今回の申請案における算定期間の最終年度である平成22年度で見込む利用芯線の割合を示すと以下のとおりとなる。

なお、現行接続料が設定された平成13年当時、NTT東西からは、現行接続料の算定期間の終了年度である平成19年度には、加入光ファイバの芯線使用率(利用芯線)の割合は、現在(注:平成13年当時)のメタル回線並みの約6割になると想定して接続料原価を算定しているとの考え方が示されていたところである。

#### 【利用芯線の割合】

	平成18年度実績	平成22年度見込み
NTT東日本	約34%	約52%
NTT西日本	約34%	約55%

※利用芯線には、保守用芯線を含む。

以上を踏まえると、本件の乖離額調整制度は、113ページで記述した5つの点を踏まえ、競争事業者に起因する設備投資リスクや設備投資に係る先行投資分コスト等を勘案してその適否を判断することが適当であり、それは意見招請結果等を踏まえて行うことが適当であると考えられる。

また、本件申請は、平成19年10月26日に貴審議会に諮問した「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」(諮問第1195号)において審議されている「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」の問題と関連することから、当該問題の審議状況を踏まえ判断することが適当である。

(参考1)新競争促進プログラム2010(平成18年9月策定・19年10月改定)(抜粋)

#### 2.(3)(b)光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

光ファイバに係る接続料の算定方法については、現在、7年間(01～07年度)を算定期間とする将来原価方式により算定されている。

当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。

(参考2)コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月・情報通信審議会答申)(抜粋)

#### 第2章 4. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

##### (3)考え方

・・・OSUの共用化による分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において、改めて検討することが適当である。・・・



# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、審査事項 2 及び 16 の審査結果が適となることを前提として認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	一部 保留	本件申請は、機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていると認められる。ただし、乖離額調整制度等の扱いについては、別紙参照。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して	—	該当事項なし。

当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍉		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍉	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)）	一部 保留	本件申請は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものと認められる。ただし、乖離額調整制度等の扱いについては、別紙参照。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。（審査基準第 15 条(3)）	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（審査基準第 15 条(4)）	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別紙)

本件申請については、将来原価方式の乖離額調整制度が盛り込まれており、これは現行接続料規則上認められていないため、同規則第3条の許可を求める申請が本件申請と併せ行われているところであるが、将来原価方式の乖離額調整制度は、競争事業者に起因する設備投資リスクや設備投資コストに係る先行投資分コスト等を勘案してその適否を判断することが必要であり、それは意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。

また、本件申請は、平成19年10月26日に貴審議会に諮問した「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」(諮問第1195号)において審議されている「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」の問題と関連することから、当該問題の審議状況を踏まえ判断することが適当である。